

議案第75号

岩倉市表彰審査委員会条例等の一部改正について

岩倉市表彰審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年12月4日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市表彰審査委員会条例等の一部を改正する条例

(岩倉市表彰審査委員会条例の一部改正)

第1条 岩倉市表彰審査委員会条例（平成28年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「秘書企画課」を「秘書人事課」に改める。

(岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「秘書企画課」を「企画財政課」に改める。

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例（平成25年岩倉市条例第4号）第7条

(2) 岩倉市総合計画審議会条例（平成26年岩倉市条例第35号）第8条

(3) 岩倉市行政評価委員会条例（平成3年岩倉市条例第1号）第8条

(4) 岩倉市地域公共交通会議条例（平成26年岩倉市条例第2号）第8条

(岩倉市市民参加条例検討委員会条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「総務部」を「市民協働部」に改める。

(1) 岩倉市市民参加条例検討委員会条例（平成26年岩倉市条例第3号）第8条

(2) 岩倉市市民活動助成金審査会条例（平成26年岩倉市条例第1号）第8条

(3) 岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会条例（平成元年岩倉市条例第20号）第8条

(岩倉市職員等の公益的通報に関する条例の一部改正)

第4条 岩倉市職員等の公益的通報に関する条例（平成27年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康福祉部長」を「市民協働部長、福祉部長、健康こども未来部長」に、「教育こども未来部長」を「教育部長」に改める。

(岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「教育こども未来部」を「教育部」に改める。

- (1) 岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例（平成27年岩倉市条例第3号）第9条
- (2) 岩倉市教育支援委員会条例（平成26年岩倉市条例第6号）第8条
- (3) 岩倉市学校給食センター運営委員会条例（平成26年岩倉市条例第7号）第8条
- (4) 岩倉市まちづくり文化振興事業審査会条例（平成26年岩倉市条例第8号）第8条
（岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正）

第6条 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年岩倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第18条中「教育こども未来部」を「教育部」に改める。

第25条中「秘書企画課」を「企画財政課」に改める。

（岩倉市地域福祉計画推進委員会条例等の一部改正）

第7条 次に掲げる条例の規定中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。

- (1) 岩倉市地域福祉計画推進委員会条例（平成26年岩倉市条例第9号）第8条
- (2) 岩倉市自殺対策計画推進委員会条例（平成30年岩倉市条例第3号）第8条
- (3) 岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例（平成26年岩倉市条例第11号）第8条
- (4) 岩倉市養護老人ホーム入所判定委員会条例（平成26年岩倉市条例第12号）第8条
- (5) 岩倉市障害者計画推進委員会条例（平成29年岩倉市条例第14号）第8条
- (6) 岩倉市地域自立支援協議会条例（平成26年岩倉市条例第13号）第8条

（岩倉市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第8条 岩倉市子ども・子育て会議条例（平成26年岩倉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会教育こども未来部子育て支援課」を「健康こども未来部こども家庭課」に改める。

（岩倉市健幸づくり推進委員会条例及び岩倉市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

第9条 次に掲げる条例の規定中「健康福祉部」を「健康こども未来部」に改める。

(1) 岩倉市健幸づくり推進委員会条例（平成31年岩倉市条例第1号）

第8条

(2) 岩倉市予防接種健康被害調査委員会条例（平成27年岩倉市条例第5号）第8条

（岩倉市環境基本計画検討委員会条例の一部改正）

第10条 岩倉市環境基本計画検討委員会条例（令和3年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部環境保全課」を「市民協働部環境政策課」に改める。

（岩倉市防災会議条例及び岩倉市国民保護協議会条例の一部改正）

第11条 次に掲げる条例の規定中「20人」を「22人」に改める。

(1) 岩倉市防災会議条例（昭和46年岩倉市条例第10号）第3条第1項

(2) 岩倉市国民保護協議会条例（平成18年岩倉市条例第4号）第2条第1項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（岩倉市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第11条（第1号に係る部分に限る。）の規定による岩倉市防災会議条例第3条第1項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

（岩倉市国民保護協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第11条（第2号に係る部分に限る。）の規定による岩倉市国民保護協議会条例第2条第1項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命された委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。